

# 耐震診断評定 申請要領

## － 目 次 －

§ 1.	耐震診断評定の対象とする建築物等	．．．．．	p 1
§ 2.	耐震診断評定に適用する基準等	．．．．．	p 2
§ 3.	標準的な業務の流れ	．．．．．	p 3
§ 4.	変更評定の業務の流れ	．．．．．	p 6
§ 5.	留意事項	．．．．．	p 7
§ 6.	提出図書一覧	．．．．．	p 8
§ 7.	申請図書の作成について	．．．．．	p 9
別紙 1	耐震診断評定手数料	．．．．．	p 10
別紙 2	耐震診断評定業務規程第 18 条（評定結果の公表） に関する公表について	．．．．．	p 12



一般財団法人**日本建築センター**  
The Building Center of Japan

---

既存建築物技術審査部

## § 1. 耐震診断評定の対象とする建築物等

- 60m を超える建築物等の耐震診断及び耐震改修計画については、超高層建築物構造評定委員会において審査いたしますので、別途ご相談ください。
- 申請図書の作成にあたっては、別に定める申請図書作成要領をご参照ください。

### 1-1 耐震診断評定業務の区分

耐震診断評定業務の区分は、次の通りです。

- a. 耐震診断
- b. 耐震改修計画
- c. 耐震診断及び耐震改修計画（総合評定）

### 1-2 対象とする建築物等及び構造種別

- (1) 耐震診断評定の対象は、建築物、建築物の部分及び工作物（以下、「建築物等」という。）とします。ただし、以下に該当するものは除きます。
  - ・特殊な改修方法を採用している等により、評定が著しく困難であると財団が認める耐震診断及び耐震改修計画
  - ・耐震性能に著しい影響を及ぼす劣化、損傷事象が認められること
- (2) 評定業務の対象とする構造種別は、原則として、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造及びこれらの構造を組み合わせた構造とします。

### 1-3 耐震診断評定の範囲等

○基本的な事項

(一財)日本建築センター（以下、「BCJ」という。）の耐震診断評定は、各種検討書（構造計算書）の正誤をチェックするものではなく、耐震診断又は耐震改修計画の考え方、検討内容の妥当性の審査を行うものです。

○耐震診断評定の対象

耐震診断評定は、「提出された申請図書（別添）に基づき審査した結果、準拠した耐震診断の方法によって検討された既存建築物の耐震診断又は耐震改修計画の結果が妥当であること」を評定します。（通常は、構造耐力上主要な部分の評価（Is評価）となります。）

よって、原則として、準拠した耐震診断の方法以外による屋根ふき材等（天井材、外壁、コンクリートブロック帳壁の非構造部材）、建築設備（高架水槽等）及び建築物の敷地（擁壁、液状化への考慮等）については、評定外として取り扱います。

ただし、屋根ふき材等、建築設備及び建築物の敷地は、地震による脱落、転倒等により人命の危険、避難の妨げとなる可能性があり、その耐震性は重要であることから、当該部材等を調査の上、耐震性に対して検討し、設計者の所見等としてご申請ください。

## § 2. 耐震診断評定に適用する基準等

準拠する耐震診断の方法（耐震診断評定に適用する基準）のうち、標準的なものは以下の通りです。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定される耐震診断の方法

- ①建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指針（平成18年国土交通省告示第184号別添）
- ②平成18年国土交通省告示第184号別添第1本文ただし書の規定に基づき認定された以下の基準
  - ・既存鉄骨造建築物の耐震診断指針／(財)日本建築防災協会
  - ・既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準／(財)日本建築防災協会
  - ・既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準／(財)日本建築防災協会
  - ・官庁施設の総合耐震診断基準／(財)建築保全センター
  - ・屋内運動場等の耐震性能診断基準／文部科学省大臣官房文教施設企画部
  - ・既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針  
／(財)日本建築防災協会

③耐震関係規定（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定）による耐震診断の方法

- ・建築物又は建築物の部分にあっては、建築基準法施行令第3章第8節に定める構造計算に関する規定
- ・建築基準法施行令第82条の3
- ・建築基準法施行令第82条の6（ただし、令第82条に規定する地震力以外に係る条項は除く。）

(2) 平成12年建設省告示第1461号第四号ハに規定する時刻歴応答解析による方法

(3) その他

- ・工作物にあっては、建築基準法施行令第9章に定める規定のうち構造計算に係る規定
- ・国若しくは地方公共団体が定めた技術的基準
- ・構造設計において一般に使用されている技術的基準（それぞれ構造安全性の確保を目的とするものに限ります。）

また、地方公共団体等の補助金制度を利用しようとする場合には、別途、基準がある場合があります。これらの基準の取り扱いにつきましては、個別に対応させていただきます。

### § 3. 標準的な業務の流れ

#### 事前相談

1) 事前相談は、随時、受け付けております。

事前相談では、以下の事項を明確にしてください。審査内容について事前に確認したい場合は、必要に応じ、BCJに常駐の内部委員と事前に相談できますので、ご希望がございましたら、「耐震診断評定事前相談等申請書（様式：BTRI-F401）」をご提出ください。

- 建築物等の概要・構造上の特徴等
- 耐震診断基準等
- 耐震改修計画の認定の有無
- 補助金制度の利用の有無
- 建築基準法に基づく確認申請等の有無
- 評定のスケジュール

#### 評定の申請

2) 耐震診断評定の申請にあたり、以下の申請図書等一式を担当職員に提出してください（提出部数及び時期等については、§6を参照してください）。申請図書等は、申請者又は代理人（以下、「申請者等」という。）がご持参下さるか、宅急便にて送付ください。必要に応じて受領書を交付致しますので、担当職員にお申し出ください。

申請図書の提出後に、担当職員より、必要書類、資料内容を確認し、今後の手続きをご説明致します。

- 耐震診断評定申請書（様式：BTRI-F402）  
※申請者は原則として、所有者としてください。
- 委任状（代理人を定める場合）
- 申請図書（申請図書作成要領を参照）（1部）

3) 申請図書等に基づき、委員会を経て受付けるか（委員会受付）又は委員会を経ないで受付けるか（随時受付）を判断します。なお、資料が十分でない場合は受付できない場合がございますのでご注意ください。

随時受付の場合

委員会受付の場合

#### 受付委員会直前の営業日

4) 申請時に、委員会受付が〇とされ、2)の申請図書から変更がある場合には、受付委員会直前の営業日（委員会が月 1日の場合は前週の金 1日）の午前中までに、申請図書（受付委員会 〇）を8部ご提出ください。3)の確認の結果、申請図書の修正が〇となる場合は、対応可能な範囲内で修正した図書を提出してください。

## 受付委員会

- 5) 委員会受付が必要とされた場合は、原則として委員会にご出席いただき、申請内容について、概要説明を行っていただきます。説明は4)の申請図書を用い、10分程度でお願い致します。その後、委員の質問にお答え頂く形式で概要審議を行います。
- 委員会における質疑応答記録は、「指摘事項回答書(様式:BTRI-F403)」にまとめてください。
- 受付委員会では、受付の可否、担当委員、部会日程を決定します。

## 評定手数料の請求

- 6) 評定手数料は、受付後、請求書を送付致しますので、請求書受領の1ヶ月以内、又は、評定終了までに指定の口座にお振り込みください。
- 手数料が振り込まれていない場合、評定書・評定報告書が交付されない事がありますのでご注意ください。

## 部会

- 7) 部会は、申請者等にご出席頂き、申請図書の説明をして頂くとともに担当委員と質疑応答等を行い詳細な検討を行います。部会における質疑応答等は、申請者等が指摘事項回答書(様式:BTRI-F403)にまとめてください。
- 受付委員会を要した部会においては、指摘事項回答書(様式:BTRI-F403)及び申請図書の補正・追加図書を、部会当日に3部ご提出ください。指摘事項回答書は、事前にお送りいただければ、担当委員に転送させていただきます。
- ※参考資料として、耐震診断計算書(全出力)をご持参ください。(1部)

## 評定委員会の1週間前

- 8) 部会での検討終了後、委員会への報告となります。申請図書(申請時の申請図書に対し、受付委員会及び部会の指示により、補正・追加を行った図書(指摘事項回答書を含む)、§6及び申請図書作成要領を参照)を委員会の1週間前の午前中までに、1部ご提出ください。
- ※評定委員会の1週間前までに、申請図書(最終版)が提出できない場合には、申請図書(評定委員会用)を10部提出してください。

## 評価委員会

- 9) 評価委員会では、担当委員が、8)の評価委員会用資料に基づき報告を行います（原則として申請者等の出席は必要ありません）。担当委員の報告を基に検討を行い、「適正」「適正（確認事項有り）」「保留」「適正ではない」の判定を行います。
- 「適正」：特に問題なく評価終了
  - 「適正（確認事項有り）」：軽微な修正等を確認の上、評価終了
  - 「保留」：再度部会にて継続審査を行う
  - 「適正ではない」：「耐震診断評価をしない旨の通知書」を発行

## 評価委員会の結果連絡

- 10) 評価委員会の結果は、翌日までに委員会結果を通知書にてご連絡致します。委員会翌日までに連絡がない場合は、担当職員へお問い合わせください。
- 「適正」、「適正（確認事項有り）」の場合：  
確認事項、確認方法等に関しましては、耐震診断評価終了通知書に記載いたしますのでその記載内容をご確認ください。
  - 「保留」の場合：  
評価を打ち切る事が妥当でないと判断されるものは、耐震診断評価保留通知書にてご連絡し、再度部会において審査致します。  
保留理由、次回部会日程等は、耐震診断評価保留通知書に記載いたしますのでその記載内容をご確認ください。
  - 「適正ではない」の場合：  
後日、ご連絡後、耐震診断評価終了通知書にてご連絡し、評価を継続しても基準に適合する事が困難と判断された場合、又は、評価期間が6ヶ月を超える案件は「耐震診断評価をしない旨の通知書」を発行します（9)の評価委員会終了後、概ね10日後です。出来次第ご連絡致します）。

## 評価書の交付

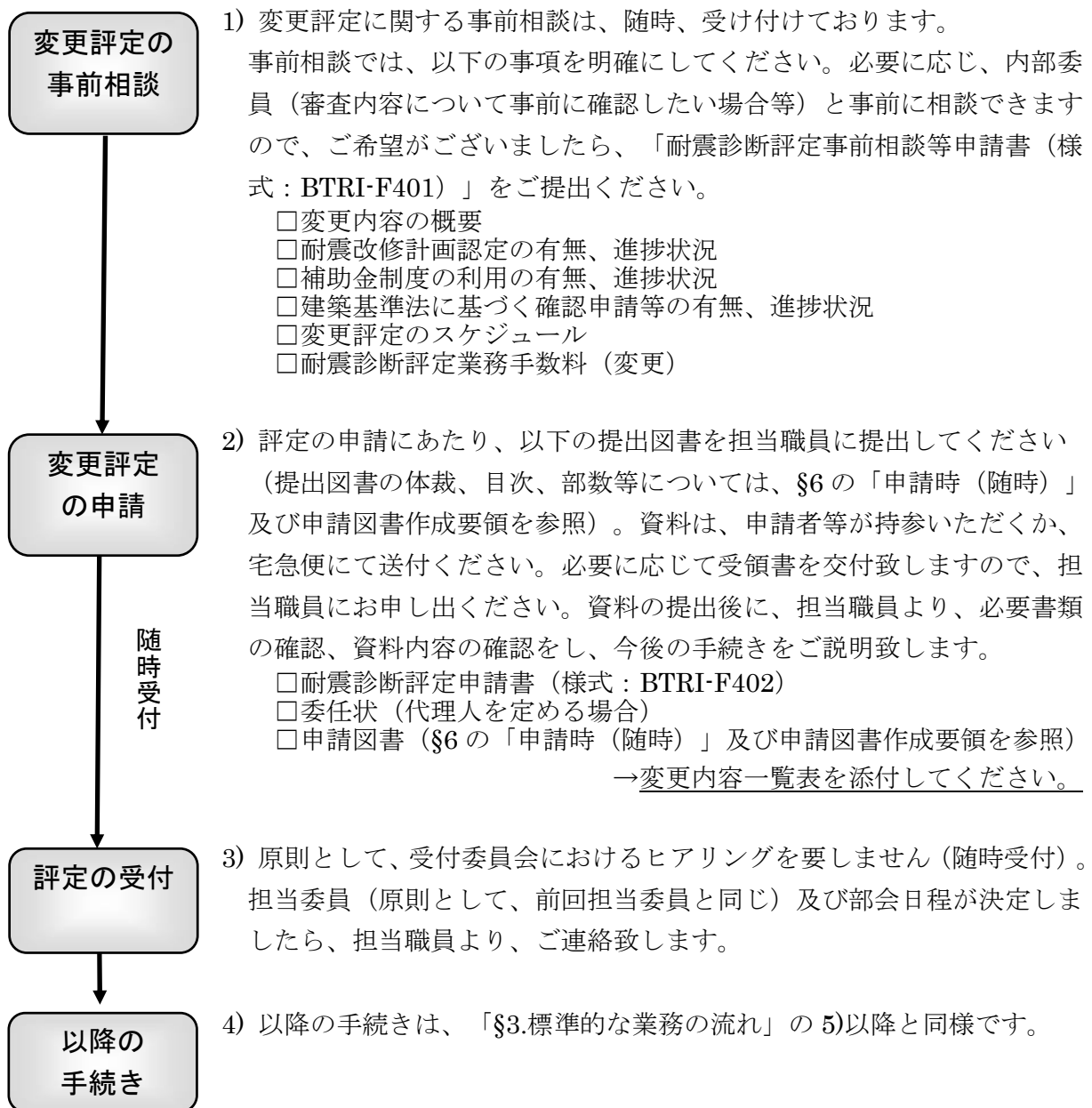
- 11) 「適正」「適正（確認事項有り）」と判定された案件については、「耐震診断評価書」、「耐震診断評価報告書」、「申請図書（最終版）（§7を参照）」をお渡しします。（お急ぎの場合は事前に担当職員にお申し出ください。）

## § 4. 変更評定の業務の流れ

- (1) 変更申請の案件については、施工中であることが想定されます。改修工事の工程に影響を及ぼさず速やかに評定を完了いたします。なお、本取り扱いは、BCJにおいて耐震診断、耐震改修計画、耐震診断及び耐震改修計画の評定を取得した案件に適用します。
- (2) 変更申請時に申請書へ明示する区分は、新規申請時と同じ区分となります。変更申請の手数料については、別途ご相談ください。
- (3) 軽微な変更

軽微な変更は、申請者名、建築物等の名称等で技術的内容に関わらない変更をいい、評定報告書は変更せずに、評定書に評定報告書と異なる部分を明記し、発行いたします。業務の流れについては、別途ご相談ください。

### 【変更申請の標準的な流れ】



## § 5. 留意事項

### (1) 申請の取下げ及び業務期日の延期について

申請者側の都合により、審査中に申請を取下げの場合は、取下げ理由を明記した「評定申請取下届」を提出していただきます。この場合、手数料は返還できませんので、ご了承ください。

また、業務期日を延期したい場合は、延期理由を明記した「業務期日延期依頼書」を提出していただきます。理由が正当であると認められた場合にあっては、「業務期日延期承諾書」を交付致します。

### (2) 評定期間について

評定期間は、引受日から6ヶ月間です。6ヶ月を経過しますと、審査打ち切りとなります(例：平成XX年4月18日に受付されますと、評定期限は平成XX年10月17日となります)。

なお、委員会の開催日の関係上、6ヶ月後の委員会開催の前に評定期限となる場合がありますので、ご注意ください。

### (3) 特定行政庁への確認等について

検査済証のない案件については、所管行政庁で完了検査実施等の記録を調査してください。完了検査実施等の記録がない場合には、評定を実施しても問題がないかを所管行政庁等へ事前に確認してください。その上で個々の案件毎に受付の可否を委員会において審議いたします。

また、特定行政庁による法令違反に係る調査が行われている建築物等でないこと、係争中の案件ではないことも併せて確認してください。

### (4) 新耐震基準（昭和56年6月1日以降に着工）の建築物等のご申請について

原則として、新耐震基準（昭和56年6月1日以降に着工）の建築物等の耐震診断評定は、建築基準法令及び関連告示で定める基準に従った構造計算された結果の妥当性を審査いたします。

よって、耐震診断評定の対象となる建築物等は、検査済証の交付時から各種構造図の相違がないことが原則となります。



## § 6. 提出図書一覧

耐震診断評定の申請から完了までの間に、ご提出いただく資料は下表の通りです。  
申請図書の目次・様式等は、別に定める申請図書作成要領をご参照ください。

ご提出期日	ご提出図書	様式等	部数
事前相談等 (随時)	<input type="checkbox"/> 耐震診断評定事前相談等申請書 ※メール、FAX でお送りいただいても結構です。	BTRI-F401	—
申請時 受付委員会の 1週間前まで	<input type="checkbox"/> 耐震診断評定申請書 ※申請者は原則として、所有者としてください。	BTRI-F402	1部
	<input type="checkbox"/> 委任状 ※代理人を定める場合には委任状を提出してください。	参考様式あり ※別様式でも 結構です	1部
	<input type="checkbox"/> 申請図書 ※件名等を明示した表紙を付けてください。	申請図書作成 要領参照	1部
受付委員会 直前の営業日 の午前中	<input type="checkbox"/> 申請図書 (受付委員会用) ※受付委員会を開催しない場合は、不要です。 ※申請時に提出した申請図書から変更等がある場 合には、 <u>申請図書 (受付委員会用)</u> を提出してく ださい。	8部	
部会当日	<input type="checkbox"/> 指摘事項回答書 ※第1回部会においては、受付委員会の指摘事項回 答書をご提出ください。 ※第2回部会以降においては、前回部会の指摘事項 回答書をご提出ください。	BTRI-F403	3部
	<input type="checkbox"/> 申請図書の補正・追加図書	—	3部
	<input type="checkbox"/> 参考資料として、耐震診断計算書 (全出力) (デー タ可) をご持参ください。	—	1部
評定委員会の 1週間前まで	<input type="checkbox"/> 申請図書 (評定委員会用) ※申請時の申請図書に対し、受付委員会及び部会 の指示により、補正・追加を行った図書 (指摘 事項回答書を含む)。 ※ファイリングして提出ください。	1部	
評定委員会 直前の営業日 の午前中	<input type="checkbox"/> 申請図書 (評定委員会用) ※評定委員会の1週間前までに、申請図書 (最終版) が提出できない場合には、 <u>申請図書 (評定委員会 用)</u> を10部提出してください。 ※1部は、申請図書 (最終版) として活用します。	10部	
評定委員会後	<input type="checkbox"/> 申請図書 (最終版) ※評定委員会の審査の結果、申請図書 (評定委員会用) から追加・修正資料等が生じた場合には、申請者 の方から送付いただいた追加・修正資料等のデータ をもとにBCJで差し替えます。	—	

※軽微な変更の申請においては、評定取得時から変更となる部分の図書 (変更部分は明確に  
してください。) を申請時にご提出ください。提出部数は、3部となります。

## § 7. 申請図書の作成について

### 7-1 申請図書（委員会資料）の構成

※申請図書の構成（目次例）の詳細は、別に定める「耐震診断評定 申請図書作成要領」を参照ください。

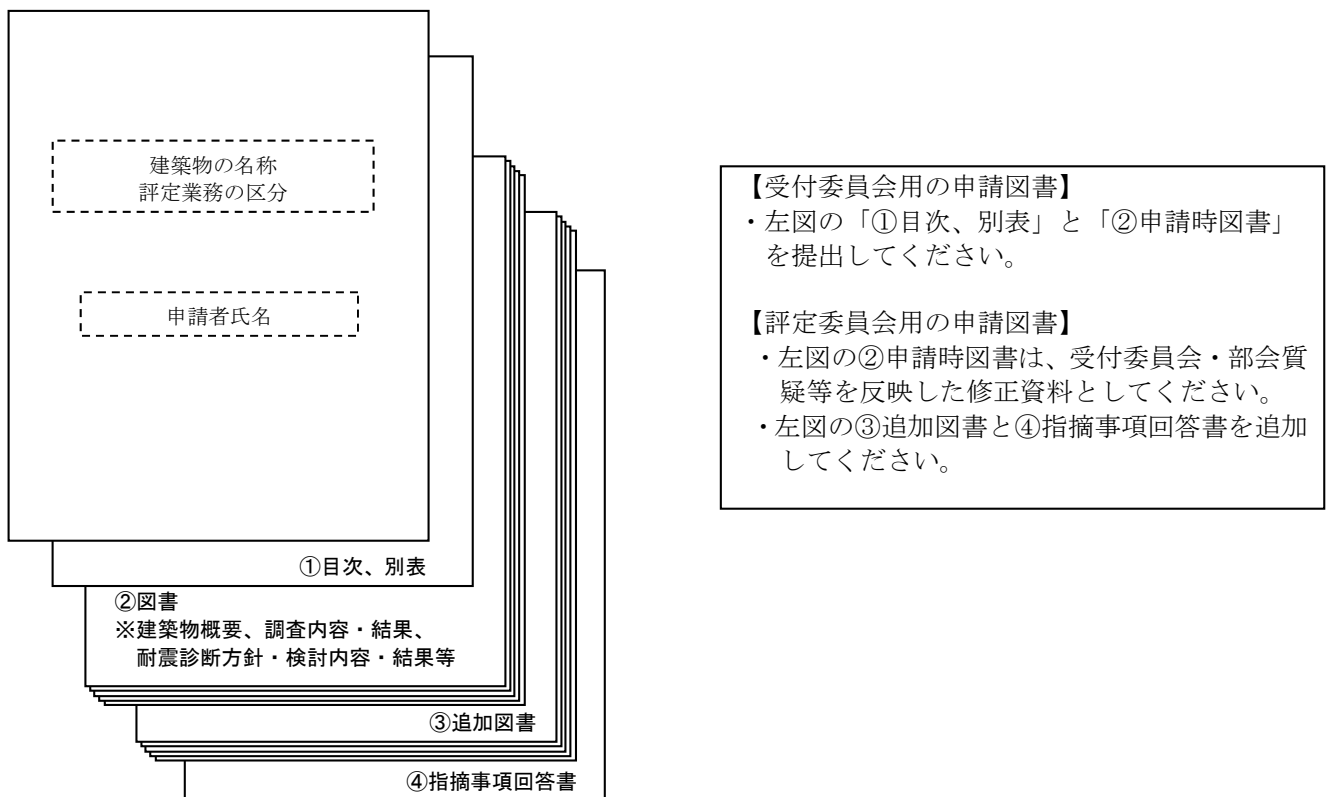
※委員会に提出する図書は、A4判のファイルに綴じ込む、又は、紐綴じ等によりご提出ください。（両面印刷可、青焼き不可）

原則として、図面等で、A3判になるものは、折り込んでください。

※申請案件が分かるように、建築物の名称等を明示した「表紙」をつけてください。

※受付委員会用の図書の一部は、部会用資料としてBCJにて保管します。それ以外の図書は、ご返却しますので、評定委員会用の図書としてご活用ください。

※評定委員会用の図書はご返却しますので、御社保管資料等としてご活用ください。



### 7-2 申請図書（最終版）の作成について

※原則として、申請図書（最終版）は、提出された図書（§3の8）を参照をもとにBCJで作成いたします。

※申請図書（最終版）は、正副2部作成し、「副本」と「申請図書（最終版）のデータ（pdf）を格納したCD-ROM」を申請者の方にお渡しします。

※評定委員会の審査の結果、追加・修正資料等が生じた場合には、申請者の方から送付いただいた追加・修正資料等のデータをBCJで差し替えます。

- ・耐震診断評定申請書（承諾印が押印してあるものの写し）、別表
- ・評定委員会の指示により、補正・追加検討された図書
- ・評定委員会における指摘事項回答書

2016年4月1日改訂

## 耐震診断評定手数料

## 1. 新規申請の場合の評定手数料

【表1】に掲げる額を基本とします。【表2】又は【表3】に該当する場合は、それぞれ加算又は割引をいたします。また、2.に該当することとなった場合、評定手数料とは別に、記載の手数を請求させていただきます。

【表1】基本額（消費税別）

申請建築物等の延べ面積	評定の区分 耐震診断の評定	耐震改修計画の評定	耐震診断及び耐震改修計画の評定
500㎡以下	180,000円	270,000円	360,000円
500㎡を超え2,000㎡以下	240,000円	320,000円	430,000円
2,000㎡を超え5,000㎡以下	300,000円	400,000円	540,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以下	400,000円	540,000円	720,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以下	500,000円	670,000円	900,000円
20,000㎡を超えるもの	別途見積もり額 (A)	別途見積もり額 (B)	(A+B)×0.8

【表2】加算額（消費税別）

(1) 第3次診断等 <sup>※1</sup> を用いて診断される場合	【表1】の2割相当額を加算
(2) 高度な検証法（時刻歴応答解析等 <sup>※2</sup> ）を用いて診断されている場合	【表1】の金額に500,000円を加算
(3) 特殊な工法、材料、技術等が採用されている場合	別途算定
(4) 構造形式が複雑な場合	

※1 鉄骨造の評価、構造耐震指標（gIs）及び保有水平耐力計算による評価を含みます。

※2 限界耐力計算（等価線形化法）及びエネルギーの釣り合いに基づく耐震計算等の評価を含みます。

【表3】割引額

申請者が次の各号のすべてに該当する複数の建築物等を同時に申請する場合。 (1) 同一の設計による建築物等であること。 (2) 同一の診断者であること。 (3) 同一の耐震診断又は耐震改修計画であること。	二棟目以降の手数をについて、【表1】及び【表2】により算出された額の半額とします。
--	---

## 2. 現地調査手数料等

審査段階（変更申請を含む）で次に該当することとなった場合、評定手数料とは別に、記載の手数を請求させていただきます。

(1) 審査上必要が生じ、現地調査を行った場合	現地調査手数料（財団が現地調査に要した額）
(2) 申請者の申出により6ヶ月間の業務期間が延長された場合	別途算定

### 3. 評定後の変更手数料

既に交付された評定書、評定報告書、申請書又は申請図書の記載事項の一部を変更する場合の手数料です。原則として、下表の手数料を基本とします。

なお、耐震改修計画の抜本的見直しを行う場合は、新規案件として取り扱います。

変更の区分	変更の内容等	手数料（消費税別）	発行書類
(1) 軽微な変更	申請者名、建築物等の名称等で技術的内容に関わらない変更	30,000 円	評定書 申請図書（別添）
(2) 「軽微な変更」 以外の変更	施工計画の都合等による変更（構造検討書に変更がないもの）で、上記以外の軽微な変更	60,000 円	評定書 評定報告書 申請図書（別添）
	部会、委員会審査にて、検討が不要な変更	新規評定手数料*の 2 割	
	部会、委員会審査にて、検討を要する変更	新規評定手数料*の 4 割	
	改修工法及び診断方法等の基本的事項の変更	新規評定手数料*	

※「1.新規申請の場合の評定手数料」により算出される額を基に変更内容に応じた評定手数料

### 4. 評定書等の再交付を行う場合の手数料（消費税別）：10,000 円

一般財団法人日本建築センター耐震診断評定業務規程第 18 条（評定結果の公表）  
に関する公表について  
—評定完了報告一覧への掲載のお願い—

■公表方法

BCJ では、評定の審査が完了した案件の概要（下表）を機関誌「ビルディングレター」及びホームページに掲載させていただいております。

なお、完了報告はお客様に許諾をいただいた上で掲載することとしておりますので、お手数ですが申請書の「評定完了後のビルディングレター及び BCJ ホームページへの完了報告一覧への掲載許諾」欄にご記入をお願い致します。

◇公表内容

- ・評定の区分、評定番号、評定完了年月日、建築物等の名称、建築物等の所在地（市町村まで）

また、これとは別に、より詳細な評定内容を「評定シート」としてとりまとめ、「ビルディングレター」及びホームページに掲載させていただくことも予定しております。その場合におきましては、あらためて BCJ 情報事業部より関連資料を申請書に記載された連絡担当者様宛に送付し、掲載の依頼をさせていただきますので、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。



一般財団法人**日本建築センター**  
The Building Center of Japan

●事前相談・お申込みのご連絡は、下記までお願いします。

一般財団法人 日本建築センター  
既存建築物技術審査部（略称：既存審査部）  
技術審査課

〒101-8986 東京都千代田区神田錦町 1-9

TEL : 03-5283-0468  
E-mail : [kison@bcj.or.jp](mailto:kison@bcj.or.jp)